

川崎市文化芸術振興会議市民ミュージアムあり方検討部会設置要綱

令和2年6月22日付け2川市文第221号市民文化局長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市長からの諮問（令和2年5月28日付け2川市文第155号）を受け、川崎市文化芸術振興会議規則（平成17年川崎市規則第99号。以下「規則」という。）第6条の規定に基づき設置する川崎市文化芸術振興会議市民ミュージアムあり方検討部会（以下「検討部会」という。）について、川崎市文化芸術振興条例（平成17年川崎市条例第8号。以下「条例」という。）及び規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 検討部会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 川崎市市民ミュージアムの復旧・復興に向けたあり方に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織等)

第3条 検討部会は、川崎市文化芸術振興会議（以下「振興会議」という。）の会長から指名された振興会議の委員及び臨時委員によって構成する。

- 2 検討部に属する臨時委員は、まちづくり・建築、博物館、美術館等に関する専門的な知識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 検討部に属する臨時委員は、検討部の設置に係る調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(庶務)

第4条 検討部の庶務は、市民文化局市民文化振興室において処理する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、検討部の運営に必要な事項は、部会長が部に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月22日から施行する。